

京都市告示第 3 5 2 号

京都市斎場条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 5 年の京都市中央斎場の休場日を次のとおり定めます。

平成 2 4 年 1 2 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

月	休 場 日			
1	1 (火)	2 (水)	14 (月)	20 (日)
2	1 (金)	11 (月)	23 (土)	
3	1 (金)	12 (火)	24 (日)	
4	5 (金)	15 (月)	27 (土)	
5	3 (金)	14 (火)	26 (日)	
6	7 (金)	18 (火)	30 (日)	
7	6 (土)	16 (火)	28 (日)	
8	8 (木)	14 (水)	26 (月)	
9	5 (木)	17 (火)	29 (日)	
10	10 (木)	22 (火)	28 (月)	
11	7 (木)	13 (水)	25 (月)	
12	1 (日)	12 (木)	24 (火)	

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)